## 建設物

## 機 械 等設置・<u>移転・変更</u>届

事業の種類	機械器具製造業	機械器具製造業事業場の名称			テラル株式会社			常時使用 労働者数		20	00
設置地	右に同じ。					る事務所 近在地	東京都文京区後楽2丁目3-2 電話 03(6891)7800			3-27	
計画の概要	有機溶剤業務に係わるプッシュプル型換気装置の設置。										
製造し、又は	種類等			取扱量				従事労働者数			
取り扱う物質								男	女		計
等及び当該業 務に従事する 労働者数		第二種有機溶剤 (MEK、トルエン)			MEK 2.50 kg/月 トルエン 0.63 kg/月				0		5
参画者の氏名			参画者の 経歴の概要					電気使用設備 の定格容量 350 k W			
工事着手予定 年月日	平成28年4月1日					落成予定 月日	平成28年4月30日				

平成 28年 2月 25 日 労働基準監督署長 殿

事業者 職 氏名

(印)

## 備考

- 1 表題の「建設物」及び「機械等」並びに「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、次の業種を除き、日本標準産業分類の中分類により記入すること。 化学調味料製造業 動植物油脂製造業 紡績業 染色整理業 紙加工品製造業 セロファン製造業 新聞業 出版業 製本業 印刷物加工業 機械修理業
- 3 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 4 「計画の概要」の欄は、建設物又は機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 5 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から 24の項まで(22の項を除く。)の上欄に掲げる機械等の設置等の場合に記入すること。 この場合において、以下の事項に注意すること。
- イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は 要しないこと。
- ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあってはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5 号までに掲げる区分を、鉛等にあってはその名称を、焼結鉱等にあっては焼結鉱、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあっては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあっては粉じんとなる物質の種類を記入すること。
- ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の 上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉱の種類ごとに記入すること。
- 二 「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。
- 6 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に 記入すること。
- 7 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。
- 8 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ(延床面積及び階数)、設備の種類(空気調和設備、機械換気設備の別)並びに換気の方式を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。
- 9 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 10 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。